

別記2 判定手数料（第16条関係）

構造計算適合性判定を要する建築物毎の手数料（単位：円）		
建築物毎の床面積 ※	大臣認定プログラム	大臣認定プログラム以外
200 m ² 以下	88,700	117,000
200 m ² 超え 500 m ² 以下	100,100	140,000
500 m ² 超え 1,000 m ² 以下	111,600	162,800
1,000 m ² 超え 2,000 m ² 以下	123,000	185,700
2,000 m ² 超え 10,000 m ² 以下	139,600	221,900
10,000 m ² 超え 50,000 m ² 以下	176,000	294,700
50,000 m ² 超え	297,600	541,300

※Exp.j（エキスパンションジョイント）等により構造上独立している場合は別棟

「大臣認定プログラム」：法第20条第二号イ又は第三号に規定するプログラムにより構造計算が行われたもの

「大臣認定プログラム以外」：法第20条第二号イ又は第三号に規定する大臣が定める方法により構造計算が行われたもの